

中国および台湾における事情変更の原則——再交渉義務論の視点から

石川博康

東京大学社会科学研究所

2008年10月

# 中国および台湾における事情変更の原則——再交渉義務論の視点から

石川 博康

- I. はじめに
- II. 台湾における事情変更の原則
- III. 中国契約法の制定と事情変更の原則
  - 1. 事情変更の原則に関する草案中の規定
  - 2. 事情変更の原則に関する規定の不採択をめぐって
  - 3. 事情変更の原則と不可抗力の関係
  - 4. 再交渉義務論の視点と事情変更の原則の再定位
- IV. おわりに

## I. はじめに

契約締結後に急激な契約環境の変化が生じ、当初の契約内容での履行が困難となった場合においては、契約の解消や契約内容の変更などを通じて、事情の変更によって不利益を被る当事者に対し一定の救済を与えることが必要となる。これを実現するための法制度として我が国の判例法上確立されているのが、事情変更の原則である。ハードシップや行為基礎の喪失といった他の様々な類似の法制度として現れる場合を含めれば、比較法的にも、このような法制度の存在は広く承認されていると言ってよい。

本稿では、債権法・契約法の分野において比較的近時に立法や法改正を実現した中国と台湾（中華民国）において、事情変更の原則の規定化等をめぐっていかなる態度が示されていたのかについて、検討を行う。後に詳しく見るように、中国と台湾においては、事情変更の原則を法典において規定するか否かをめぐって対照的な立場が採られており、台湾においては事情変更の原則に関する規定が債権法改正に際して新たに明文化される一方、中国においては、事情変更の原則という法制度の存在は承認されつつも、契約法の立法に際しその規定化が回避されている。以下では、このような帰結の差異が何に起因するのか、特に中国におけるそのような立法的判断の背後にどのような制度理解が看取されるのかなどについて検討した上で、事情変更の原則に関していかなる体系的位置付けが与えられる

べきかについての考察を試みることにする。

## II. 台湾における事情変更の原則

台湾では、1929年に国民政府によって制定された中華民国民法典が、様々な改正を経つつ現在でも妥当している<sup>1</sup>。すなわち、総則編に関しては1982年、親族編と相続編に関しては1985年にそれぞれ改正が行われており、債権法に関しても、それらに続いて1999年に改正が実現している。債権法の具体的な改正点としては、製造物責任や交通責任などの新たな不法行為責任規範の導入、事情変更の原則の明文化、契約締結上の過失に関する規定の新設、旅行契約や無尽契約に関する規定の新設などが挙げられる。本稿との関係では、この債権法改正に際して導入された事情変更の原則に関する規定（227条の2）が重要である。

中華民国民法 227 条の 2「契約成立の後に、事情が変更し、その当時予見することができず、その本来の効果に従うと明らかに公平を失う場合には、当事者は裁判所に給付の増減またはその本来の効果の変更を求めることができる。

前項の規定は、契約によらずして発生した債権について準用する。<sup>2</sup>」

以上の規定に関しては、事情変更の原則の効果として契約の改定のみが規定されており、契約の解消に関する効果が明示的には定められていない点その特徴として指摘することができる。また、契約改定のプロセスとして、ここでは当事者の請求に基づいて裁判所がこれを行うものとされている点は、台湾における事情変更の原則の生成・展開過程とも一定の関連が認められる。すなわち、台湾においては、債権法改正以前には事情変更の原則が民事訴訟法において規定されていたのであり、それが以下の（2003年改正前の）民事訴訟法 397 条の規定である<sup>3</sup>。

中華民国（旧）民事訴訟法 397 条「法律行為の成立の後に、当事者の責めに帰すべから

---

<sup>1</sup> 中華民国民法典の制定および改正の経緯については、前田達明編『史料民法典』（成文堂、2004）1480 頁以下を参照のこと。

<sup>2</sup> 中華民国民法第 227 条之 2「契約成立後、情事變更，非當時所得預料，而依其原有效果顯失公平者，當事人得聲請法院增，減其給付或變更其他原有之效果。

前項規定，於非因契約所發生之債，準用之。」

<sup>3</sup> 中華国民民事訴訟法 397 条は、2003 年の改正により、判決が確定した後であっても、口頭弁論終結後に事情変更が生じた場合には、判決の内容の変更を求めて提訴することができる旨の規定に修正されている。この点を含め、台湾における 2003 年の民事訴訟法改正の概要につき、福山達夫「中華民国（台湾）の司法制度改正の動き——新民事訴訟法制定（上）・（下）——」国際商事法務 32 卷 7 号（2004）895 頁・8 号（2004）1061 頁を参照のこと。

ざる事由により、その当時予見することができない事情の変更が生じ、その本来の効果に従うと明らかに公平を失す場合には、裁判所は、職権的な公平裁量により、給付の増減またはその本来の効果の変更に関する判決をなすべきである。

前項の規定は、法律行為によらずして発生した法律関係について準用する。<sup>4]</sup>

現在の中華民法 227 条の 2 と比較すると、以上の旧民事訴訟法 397 条の規律の特徴としては、事情変更が当事者の責めに帰すべき事由によるものでないことがその要件として明示されている点や、事情変更の原則の効果として契約改定に関する判決を行う権限が裁判所に認められている点が挙げられる。後者の点については、債権法にこの規定が移される際に、当事者の請求に基づいて裁判所が契約改定を行う旨規律されるに至っており、これに関しては、事情変更の原則の適用に関する職権主義から当事者主義への推移を示すものとして理解されている<sup>5</sup>。もっとも、民法 227 条の 2 の改正理由においては、民事訴訟法において事情変更に基づく契約改定の判決を行うことができるとされているものの、その実体法上の根拠が明らかにされていないため、この点に関する明文の規定を置くこととしたと説明されており、そのような説明の趣旨を敷衍すれば、民法 227 条の 2 は旧民事訴訟法 397 条を単に実体法上の規範として再定式化したものに過ぎないとも評価し得る。いずれにしても、台湾における事情変更の原則は、明文上は契約改定のみがその効果として規定されている点と、その契約改定は裁判所の判決によって実現されるという点に、その特徴が認められる。

### Ⅲ. 中国契約法の制定と事情変更の原則

台湾における以上の状況に対し、中国では、台湾において債権法改正が行われたのと同じ 1999 年に新たな契約法典が制定されているが、そこでは台湾とは対照的に事情変更の原則の明文化が回避されている。この点につき、立法過程での議論状況を含め、以下において詳しく見ていくことにする。

まず、契約法制定の経緯であるが、中国においては、市場の開放と自由化に向けた法的インフラの整備の一環として、経済契約法（1981 年）・涉外経済契約法（1985 年）・技術契約法（1987 年）という契約に関する 3 つの法律が相次いで制定され、これらが併存してい

---

<sup>4</sup> 中華民事訴訟法第 397 条「法律行為成立後、因不可歸責於當事人之事由、致情事變更非當時所得預料、而依其原有效果顯失公平者、法院應依職權公平裁量、為增、減、給付或變更其原有效果之判決。

前項規定、於非因法律行為發生之法律關係準用之。」

<sup>5</sup> 以上の点に関し、韓世遠「情事変更原則研究：以大陸法为主的北比较考察及对我国理论构成的尝试」中外法学 2000 年 4 号（2000）455 頁を参照のこと。

る状況にあった<sup>6</sup>。しかし、このように複数の契約法典が併存する状況は必ずしも見通しの良いものではなく、またその規律内容に関しても近時の国際的潮流を踏まえた修正の必要性が説かれたため、中国における統一的な契約法典として1999年に中国契約法が制定され、従来の3法典はそれに伴い廃止されることになった。以上のような経緯により成立した中国契約法は、債務不履行責任に関して過失責任主義から脱却し、帰責事由を不要として不可抗力免責の余地のみを認める厳格責任主義への転換を行うなど、債務不履行法の基本構造に関しウィーン国連動産売買条約やユニドロワ国際商事契約原則などの契約法の国際的標準化に向けた立法的動向をも強く反映したものとなっている。その点では、事情変更の原則は、その体系的な位置付けや具体的な要件・効果などに関しては様々なヴァリエーションが認められるものの、国際取引における商慣習法としても各国の国内立法においてもその種の規律は広く知られたものとなっており、契約法の制定に際しこの点に関して規定を置かないという中国契約法の立場は、比較法的にはやや特異なものであるとも評価される<sup>7</sup>。中国契約法において、なぜこの事情変更の原則に関しては近時の国際的潮流から離れた立場が採られたのかは、極めて興味深い問題である。

#### 1. 事情変更の原則に関する草案中の規定

以上のように、中国契約法は最終的には事情変更の原則についての規定を置かない立場を採用したが、ここで留意すべきことは、事情変更の原則に関しては中国契約法の起草過程において激しい論争が繰り広げられ、草案では事情変更の原則に関する規定が最終段階まで維持されていたという点である。すなわち、1995年1月の建議草案では事情変更の原則に関する規定は含まれていなかったが、1996年6月の第3次草案の55条において事情変更の原則に関する規定が採用された後、1998年9月の公式草案(77条)などを経て、最終の草案である1999年2月の第4次審議案の76条へと至る<sup>8</sup>。この第4次審議案76条の内容は、以下の通りである。

---

<sup>6</sup> 中国契約法の内容とその制定の経緯に関しては、王勝明=張青華「中国契約法の解説(1)～(6・完)」国際商事法務27巻6号(1999)659頁・27巻7号(1999)792頁・27巻8号(1999)949頁・27巻9号(1999)1071頁・27巻10号(1999)1195頁・27巻11号(1999)1341頁、徐傑=錢偉榮「中国契約法(上)・(下)——新法の紹介をかねて——」法学志林97巻3号(2000)135頁・4号(2000)181頁、塚本宏明監修『中国契約法の実務』(中央経済社、2004)などを参照のこと。

<sup>7</sup> 近時の立法や改正等において事情変更の原則の規定化が行われた例としては、ドイツ民法313条、オランダ民法第6編258条、ロシア民法451条などが挙げられる。また、フランス債務法改正準備草案1135条の1～3においても、事情変更に基づく契約利益の喪失の制度の新設が提案されている。

<sup>8</sup> 各段階の草案における事情変更の原則に関する規定の推移につき、梁慧星(久田眞吾=金光旭訳)「中国統一契約法の起草(上)」国際商事法務26巻1号(1998)67頁、徐=錢・前掲注(6)法学志林97巻3号179頁以下、顧祝軒「中国における民事法の継受と『動的システム論』(3)——中両国の法継受についての反省メカニズムの解明——」早稲田法学78巻2号(2003)243頁以下などを参照のこと。

第4次審議案76条「客観的な事情に異常な変更が生じたことにより、契約の履行が一方当事者にとって価値を喪失または重大な損害をもたらす、かつその変化が契約の締結時に当事者が予見し得ずかつ統御不可能であるときは、その当事者は、相手方に対して契約の内容につき改めて再交渉を求めることができる。交渉が挫折したときは、人民法院または仲裁機関に契約の変更または解消を請求することができる。

商業上のリスクについては、前項の規定は適用しない。<sup>9)</sup>

以上の第4次審議案76条の規定は、事情変更の効果として再交渉義務（より正確には、契約改定に関する再交渉の請求権）をその第1次的効果とし、再交渉が挫折した場合における第2次的効果として契約の改定または解除を規定している点に特徴がある。この点、草案に事情変更の原則の規定が初めて採り入れられた第3次草案55条においては、「契約の効力発生後、当事者と無関係の原因による事情の変更が生じたことにより、契約の履行が一方当事者にとって明らかに公平を失う場合には、その当事者は、人民法院または仲裁機関に対して契約の変更または解除を請求できる。」とされており、ここでは事情変更の原則の効果として再交渉義務が規定されていなかったが、1997年5月の第4次草案において再交渉義務に関する規律が追加され（第4次草案52条）、それが後の第4次審議案76条まで引き継がれていた。以上のような再交渉義務に関する規定が追加された理由に関しては、ハードシップの効果として再交渉義務をその第1次的効果とするユニドロワ原則6.2.3条の規定が参考とされたとの指摘がある<sup>10)</sup>。

## 2. 事情変更の原則に関する規定の不採択をめぐって

既に述べたように、この第4次審議案76条の規定は、決議による採択が行われる直前の審議の最終段階において削除されるに至ったのであるが、その経緯については、以下のような説明がなされている。すなわち、事情変更に関して明確な限界を定めることは困難であること、事情変更と商業上のリスクとを峻別することは困難であること、適用段階における判断にも困難が伴うこと、事情変更の制度が用いられるのは実際には極めて特殊な状況に限られることなどの理由が挙げられている<sup>11)</sup>。しかし、裁判実務においては、既に1992年の最高人民法院による司法解釈（回答）<sup>12)</sup>において事情変更の原則が承認され、またこれ

<sup>9)</sup> 第4次審議稿第76条「由于客观情势发生异常变化，致使履行合同将对一方当事人没有意义或者造成重大损害，而这种变化是当事人在订立合同时不能预见并且不能克服的，该当事人可以要求对方就合同的内容重新协商；协商不成的，可以请求人民法院或者仲裁机构变更或者解除合同。

商业风险不适用前款规定。」

<sup>10)</sup> この点に関し、梁・前掲注(8) 67頁、顧・前掲注(8) 244頁を参照のこと。

<sup>11)</sup> 「1999年3月13日第九届全国人民代表大会法律委员会关于中华人民共和国合同法（草案）审议结果的报告」修改意见3。この点につき、韓・前掲注(5) 445頁、

<sup>12)</sup> 「关于武汉市煤气公司诉重庆检测仪表厂煤气表装配线技术转让合同购销煤气表散件合同

を受けて 1993 年の最高人民法院の「全国經濟審判座談会紀要<sup>13</sup>」においても事情変更の原則が認められており、そのように実務上確立された法理であるからこそ、途中の草案段階において事情変更の原則の明文化が提案・採用されたものと理解されている<sup>14</sup>。そのことからすれば、契約法制定に際してこの点に関する規定を置くことが回避されたとしても、事情変更の原則自体の法的通用性が否定されたわけではないため、そのようにして確立した判例法理であった事情変更の原則は、今後も裁判実務において実際上用いられることになると考えられる<sup>15</sup>。実際、契約法制定後の学説においても、1992 年の最高人民法院による司法解釈は新たな契約法典と抵触を生じるものではなく、信義則に関する規定などを根拠としつつ、この事情変更の原則に関する判例法が今後も妥当することになる、と主張する見解が存在している<sup>16</sup>。

### 3. 事情変更の原則と不可抗力の関係

また、草案の審議過程の議論においては、不可抗力による免責が認められている以上、これと重ねて事情変更の原則について規定を置かなくても、事情変更によって不利益を被る当事者については履行上の責任を一定の範囲で免れさせることが可能であるという主張がしばしば見受けられたとされるが、この点は、事情変更の原則の体系上の位置付けについて考える上での極めて重要な問題を示唆している。すなわち、事情変更の原則と不可抗力は、履行の負担からの解放という同一の趣旨に基づく制度であるのか、それとも相互に異質な制度であるのか、という問題である。

この点に関しては、既に草案の審議段階において、事情変更の原則の規定化に積極的な立場から、不可抗力は法定の免責事由であってその効果は法上当然に発生するのに対し、事情変更の原則は、当事者に契約の変更または解除に関する請求権を発生させるとともに、裁判所および仲裁機関に裁量権を付与するものであることなどが指摘され、両制度が相互に異質のものであることがその反論として主張されていた<sup>17</sup>。草案の審議の最終段階において事情変更の原則に関する規定が削除された理由に関しても、事情変更の原則が商業リスクとの区別が困難であり安定した制度運用が難しいことが挙げられていることからすれば、

---

纠纷案适用法律问题的函」(最高人民法院法函 1992 年 27 号)。

<sup>13</sup> 最高人民法院 1993 年「全国经济审判工作座谈会纪要」。この点につき、韓・前掲注 (5) 442 頁、徐=銭・前掲注 (6) 法学志林 97 卷 3 号 180 頁を参照のこと。

<sup>14</sup> この点につき、梁・前掲注 (8) 67 頁を参照のこと。

<sup>15</sup> この点に関し、梁慧星(久田眞吾=金光旭訳)「中国統一契約法の起草(下)」国際商事法務 26 卷 2 号(1998) 197 頁においても、事情変更の原則が裁判所に広い裁量権を与えるものであるということはその濫用の危険性も孕んでいるが、事情変更の原則を認めた判例が存在する以上、この点について規定を定めなかったとしても裁判実務において事情変更の原則が用いられることは阻止できないのであり、従って事情変更の原則を明文で規定する方が裁判の恣意を抑制し濫用の危険を減ずる上で望ましい、とされている。

<sup>16</sup> 韓・前掲注 (5) 449 頁以下、韓世遠『履行障碍法的体系』(法律出版社, 2006) 52 頁以下。

<sup>17</sup> この点につき、梁・前掲注 (15) 197 頁を参照のこと。

不可抗力とは区別された事情変更の原則の固有の意義について消極的に理解された結果としてその規定化が回避されたというわけではないとも考えられる。しかしながら、その一方で、事情変更の原則が極めて例外的な状況下においてしか用いられ得ないという点が削除理由の中で指摘されていることは、そのような事情変更の原則の固有の意義が認められるべき場合があるとしてもそれは極めて例外的なものに過ぎない、ということを含意している。このような理解が、不可抗力免責の制度によって救済されない例外的な場面のみが事情変更の原則の活用領域であるという体系理解と深く関係しているであろうことは、想像に難くない。

そもそも、事情変更の原則を、不可抗力免責の制度の周辺に存在する例外的な制度として理解することは、1992年の最高人民法院による司法解釈（回答）において既に示唆されていた傾向であった。すなわち、1992年3月6日最高人民法院回答（湖北省高级人民法院宛て回答）において、ガス・メーター用部品の売買契約につき、その部品の原材料であるアルミニウムに関する国の指定価格が3.5倍程度引き上げられたことにより、従来通りの価格でのガス・メーター部品の供給が困難になったという事案に関し、「・・・本来の価格でガス・メーター部品の供給を求めることは、明らかに公平を失する。これによって両当事者間に紛争が生じたときは、貴法院は、中華人民共和国経済契約法27条1項4号の規定に照らし、本件に関する実際の状況に基づいて、事情を斟酌し公平かつ合理的に解決すべきである。<sup>18)</sup>」との回答が示されている。ここで参照されている経済契約法27条1項4号とは、「不可抗力により、または一方当事者において過失がないにもかかわらず避けることのできないその他の原因により、経済契約が履行不能となった場合<sup>19)</sup>」について契約の変更または解除を認めるものである<sup>20)</sup>。このように、事情変更の原則が経済契約法におけるこの不可抗力の規定にその法的根拠を見出されていたということは、この最高人民法院の司法解釈における事情変更の原則が、不可抗力の制度と密接に結び付いたものであったということ強く窺わせるものである。以上の点に鑑みれば、中国契約法において事情変更の原則の規定化が回避されたことに関しては、契約上の履行の負担から解放するという不可抗力の制度と同一の趣旨を例外的に実現するための補充的な制度として事情変更の原則が理解されていたことが少なからず影響していたと考えることも、牽強付会ではなからう。

---

18 「关于武汉市煤气公司诉重庆检测仪表厂煤气表装配线技术转让合同购销煤气表散件合同纠纷案适用法律问题的函」（最高人民法院法函1992年27号）。以上に関し、韓・前掲注（5）442頁以下、徐=銭・前掲注（6）法学志林97卷3号180頁を参照のこと。

19 「由於不可抗力或由於一方當事人雖無過失但無法防止的外因，致使經濟合同無法履行。」

20 経済契約法27条1項4号においては、不可抗力による履行不能の効果として契約の解消だけでなく契約内容の変更が認められている点が特徴的であり、効果の点では事情変更の原則と重なる部分が大きくなっている。もっとも、それでもなおこの不可抗力の制度が契約上の履行の負担からの解放を目的とした制度として特徴付けられるのかどうかという点が問題であり、この点については、体系上、経済契約法27条1項4号においては履行の負担からの解放のための一手段として不可抗力による契約内容の変更が認められていると理解されるべきであろう。



#### 4. 再交渉義務論の視点と事情変更の原則の再定位

事情変更の原則を、不可抗力の制度の延長線上において理解する限り、機能的には不可抗力とは異なる制度であるとしても、それらは相互に同質の重なり合う制度として体系上理解されざるを得ない。しかし、ユニドロワ原則やヨーロッパ契約法原則においてハードシップや事情変更の第1次的効果として再交渉義務が定められていること、さらにはその基礎にあるいわゆる再交渉義務論における重要な含意の一つは、単に契約の履行を免れることではなく、契約内容の柔軟な変更による契約関係の継続こそが当事者の求める解決である場合が少なからず存在し——継続的な契約関係が存在する場合において、契約関係の終了が、事情変更によって不利益を受ける当事者にとってでさえ望まざる帰結であることは少なくない——、そのためには再交渉の機会を保障することによって創発的な価値創造のプロセスを支援することが重要となる、という点にある<sup>21</sup>。これは、事情変更の原則を、不可抗力とは全く異なった制度趣旨において理解すること、すなわち、契約内容の柔軟化による契約関係の継続を実現するための制度として理解することを示唆している。このような理解からすれば、事情変更の原則の主たる制度目的は、当事者の自律的な再交渉を通じた価値創造を実現するための法的基盤を整備する点に見出される。より具体的には、当事者に再交渉義務を課すことによって再交渉プロセスを手続的に整備するとともに、再交渉が挫折した場合には契約の改定や解消という一定の実体法的な「結果」が提示される可能性を明示することによって、再交渉プロセスを「法の影の下」に引き込むことが、事情変更の原則に関する中心的な機能として理解されることになる。従って、事情変更の原則の効果としての契約改定は、契約締結当初の給付の均衡を回復することではなく、より将来志向的な観点から、契約関係の継続と再構築を実現する上でより望ましいと考えられる契約改定結果をもたらすこと、さらにそのような契約改定結果を前提として行われる再交渉プロセスを法的に整備することに、その制度目的が見出される。このような目的において理解される契約改定という法作用は、契約解釈による契約内容の確定に解消されるべきものではなく、また、個々の契約類型に関して通常備わるべき要素——すなわち、*naturalia*（本性的要素；常素）——から導かれる契約規範上のリスク配分に従った解決の探究とも異質ものとして、その固有の体系上の位置付けが与えられるべきことになる。さらに、事情変更の原則の効果としての契約解消についても、それが一種の威嚇として作用することによって自律的な再交渉を通じた価値創造と契約継続が支援されるというプロセス的な機能を、そこに見出すことが可能となる。このように、事情変更の原則の体系上の位置付けに関しては、再交渉義務を中心とした将来志向的・プロセス志向的な法制度としてこれを位置付けることが一つの論理的可能性として存在している点を看過すべきではなく、また契約実践の動態を踏まえたより機能的な契約法理論の構造化を模索する上では、

<sup>21</sup> この点につき、石川博康『再交渉義務』論の構造とその理論的基礎（1）・（2・完）法学協会雑誌 118 巻 2 号（2001）48 頁・4 号（2001）40 頁を参照のこと。

以上において示唆される方向において事情変更の原則に関する法制度を設計することが重要な課題となろう。

このような再交渉義務論の主張が、実際の制度としてどの程度機能し得る形で構想可能なものであるのかについては、なお立ち入った立法論的検討が必要となるが、少なくとも、事情変更の原則を不可抗力の制度の呪縛から解き放ち、事情変更の原則の固有の制度的な存在意義とその活用領域を積極的に承認していくことが、その検討の端緒とされなければならない。この点に関し、事情変更の原則の効果として契約改定のみを明文で定める台湾民法典の立場は、そのような制度設計によって契約関係の継続と再交渉プロセスの支援がどの程度機能的に実現され得るのかについては留保を要するものの、契約上の履行の負担からの解放という観点から切り離された形で事情変更の原則の効果が構想されているという点では、事情変更の原則に関する法制度のあり方を考える上で興味深い立法例の一つであると評価できよう。

#### IV. おわりに

以上のように、事情変更の原則に関し、契約改定という効果のみを明文で定める形での規定化を行った台湾民法典と、それとは対照的に事情変更の原則の規定化を回避した中国契約法の立場について、それぞれ検討を行ってきた。その検討の結果として述べるべきことは、事情変更の原則と不可抗力との関係についてどのように体系的に理解するか、また事情変更の原則の制度趣旨に関して契約関係の継続性やプロセス的な視点をどの程度重視するかといった視点が、事情変更の原則に関する制度の具体的なあり方に大きな影響を及ぼし得る、ということである。もちろん、以上のような再交渉義務論の視点を重視するとしても、具体的な制度設計の方法としては様々なものが考え得る。例えば、フランスでは、債務法改正委員会によって起草され 2005 年 9 月 22 日に司法大臣に提出された「債務法および時効法に関する改正準備草案 (Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription)」において、継続履行契約および分割履行契約に関し、事情変更によって給付の均衡が失われ契約上の利益を失った当事者は、大審裁判所所長に再交渉を命じることを請求することができ (準備草案 1135 条の 1)、交渉が挫折した場合には、不誠実の場合を除いて各当事者は契約を解消することができる (準備草案 1135 条の 3)、という規定が提案されている<sup>22</sup>。このフランス債務法改正準備草案においては、再交渉を求める権利が事情変更 (による契約利益の喪失) の第 1 次的効果とされる一方で、その挫折の場合について契約の解消のみがその効果として規定されており、ここでは、当事者の任意の合意によらない契約改定の可能性が否定されている。これは、一方で他律的な契約改定の可能性

---

<sup>22</sup> Pierre Catala, *Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription*, 2005, p.98s.

を否定しつつ、他方で再交渉義務による再交渉プロセスの整備を通じた自律的な契約改定の支援を行うものであり、再交渉義務論の視点を基礎とした事情変更の原則に関する制度設計の方法に関し、興味深い一つのヴァリエーションを提示している。我が国においても、債権法改正に向けた議論が近時急速に活発化しているが、事情変更の原則の制度をいかに設計するかは債権法の基本構造に関わる極めて重要な問題点の一つであり、その規定化に際しては、単に事情変更の原則に関する従来判例理論の定式化を行うにとどまらず、再交渉プロセスの動態を見据えたより機能的な制度のあり方に関する様々な可能性が模索されることを、切に期待するところである。